

麻薬小売業者間譲渡許可申請をされる方へ

中国四国厚生局麻薬取締部

平成19年9月1日から、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とする許可（以下「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）の申請の受付を開始します。

この案内は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請を行う皆様に知っておいていただく必要がある事項をまとめております。

1. 許可の趣旨

麻薬小売業者間譲渡許可は、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」を改正して設けたものです。この趣旨に反する場合には許可されないことがあります。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきという基本的な考え方は変わりません。ので、必要に応じ麻薬卸売業者から麻薬を購入し、在庫を確保するようにしてください。

2. 申請方法

麻薬小売業者間譲渡許可を受けようとする麻薬小売業者（業務所の所在地が鳥取・島根・岡山・広島・山口県にある）は以下に掲げるものを中国四国厚生局麻薬取締部あてに提出（郵送でも可）してください。許可された場合には、原則として許可書を郵送致します。（許可の有効期限は、許可を受けた年の12月31日までです。）

なお、

① 申請書の原本 1部 （別紙1）

（なお、業務所が3ヶ所以上ある場合は（別紙2）も使用。）

※ 申請書の右下欄外に申請グループの代表者と電話連絡先等の記載をお願いします。

② 申請書の副本 申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数

（副本：原本のコピー）

③ 全申請者の麻薬小売業者免許のコピー 各1部

④ 麻薬業務所のそれぞれの位置関係・所在分布がわかる地図 1部

（各業務所間の概ねの距離・移動時間を記載すること）

※ 申請者の数が多いとき、距離・移動時間の記載は別紙3の記載例を参考に、して地図に添付してください。

- ⑤ 申請した麻薬小売業者の業務所の所在地が宛先として記載され、返信に必要な額の切手が貼付された封筒（A4サイズ以上のもの）。

申請する麻薬小売業者の数

※ 代表者が取り纏めてもよい。（この場合は返信封筒は1通）

3. 手数料

麻薬小売業者間譲渡許可申請にかかる手数料は納付する必要はありません。

（法第24条第11項に基づく申請であるため）

4. 譲渡・譲受

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）は、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、以下の点に注意してください。

- ・ 麻薬の在庫不足のために、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を譲渡・譲受すること
- ・ 許可に当たって付された条件を遵守すること
- ・ 譲渡・譲受を行う場所は、事故防止の観点から、どちらかの業務所とする。
- ・ 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、麻薬卸売業者や配送業者が行ってはならないこと
- ・ 予製した麻薬を譲り渡すことはできません。

5. 義務

許可業者には以下のとおりの義務があります。

（報告について）

許可業者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条に基づく都道府県知事への届出の際、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記しなければなりません。

（記録について）

許可業者は、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受についても、麻薬帳簿への記載を行わなければなりません。

（書類の保管について）

許可業者は、許可を受けた日から3年間、麻薬小売業者間譲渡許可書を保管しなければなりません。

6. 変更届

麻薬小売業者間譲渡許可は、共同して申請した者全員を一体として許可するものです。共同して申請した者の一部が業務廃止等した場合、これに対する許可が無効となります。よって、許可業者は、許可の有効期間内に生じた変更について、速やかに中国四国厚生局麻薬取締部に届け出てください。

7. 許可に新たな業者を追加する場合

許可業者以外の麻薬小売業者と、麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合は、その業者を加え、新たな許可を共同して申請し直さなければなりません。

(旧許可書は返納届にて返納)

8. 再交付

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときには、速やかに中国四国厚生局麻薬取締部に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請してください。

9. その他

麻薬小売業者間譲渡許可に関する詳細な手続や、当該手続に必要な様式については、麻薬取締官のホームページ (<http://www.nco.go.jp/>) に掲載していますので、必ず確認するようにしてください。

10. 申請にかかる提出先 (郵送先) ・ 問い合わせ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館15階

中国四国厚生局麻薬取締部 許認可担当者

TEL (082) - 227-9011

FAX (082) - 227-9174

別 紙 3

<小売業者数4の場合の作成例>

申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間

B 薬局	距離：約〇〇〇m 移動時間：徒歩約△分		
C 薬局	距離：約〇〇〇m 移動時間：自転車 約△分	距離：約〇〇〇m 移動時間：自転車約△ 分	
D 薬局	距離：約〇〇〇m 移動時間：徒歩約△分	距離：約〇〇〇m 移動時間：徒歩約△分	距離：約〇〇〇m 移動時間：徒歩約△分
	A 薬局	B 薬局	C 薬局

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

譲渡人・譲渡先	①	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日	
		麻薬業務所	所在地						
			名 称						
	②	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日	
		麻薬業務所	所在地						
			名 称						
備 考									
<p>他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>①に係る申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②に係る申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>中国四国厚生局長 殿</p>									

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙2に記載すること。

代表者連絡先

麻薬取締業務所名：

氏 名：

TEL：

FAX：

別 紙 2

譲 渡 人 ・ 譲 渡 先	免許証の番号		第 号	免許年月日	平成 年 月 日	
	麻薬業務所	所在地				
		名称				
	申請者	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)				
		氏名(法人にあつては、 名称)	印			
	免許証の番号		第 号	免許年月日	平成 年 月 日	
	麻薬業務所	所在地				
		名称				
	申請者	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)				
		氏名(法人にあつては、 名称)	印			
	免許証の番号		第 号	免許年月日	平成 年 月 日	
	麻薬業務所	所在地				
名称						
申請者	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)					
	氏名(法人にあつては、 名称)	印				

